

地方自治法施行令の一部を改正する政令

読替表

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十四条の三十の二の規定による社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十八条の二等  
の読替え

○ 地方自治法施行令第七百七十四の四十九の七の規定による社会福祉法第六十八条の二等の読替え

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四條の三十の二の規定による社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十八條の二等の読替え

（傍線部分が読替部分、波線部分が当然読替部分、網掛け部分が改正法による改正箇所）

|  |   | 改正後   |             | 改正前         |  |
|--|---|---|-------------|-------------|--|
|  |   | （改正法・本政令による改正後）   |             | （現行）        |  |
|  | 読替後   | 読替前   | 読替後         | 読替前         |  |
|  | <p>（社会福祉住居施設の設置）</p> <p>第六十八條の二 指定都市以外の市町村又は社会福祉法人は、住居の用に供するための施設を設置して、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、その施設（以下「社会福祉住居施設」という。）を設置した地の指定都市の市長に、次に掲げる事項を届け出なければならない。</p> <p>一 施設の名称及び種類</p> <p>二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況</p> <p>三 条例、定款その他の基本約款</p> | <p>（社会福祉住居施設の設置）</p> <p>第六十八條の二 市町村又は社会福祉法人は、住居の用に供するための施設を設置して、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、その施設（以下「社会福祉住居施設」という。）を設置した地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。</p> <p>一 施設の名称及び種類</p> <p>二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況</p> <p>三 条例、定款その他の基本約款</p> | <p>（新設）</p> | <p>（新設）</p> |  |

四 建物その他の設備の規模及び構造

五 事業開始の年月日

六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉住居施設を設置して、第二種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の指定都市の市長に、前項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

(社会福祉住居施設に係る届出事項の変更)

第六十八条の三 前条第一項の規定による届出をした者は、その

四 建物その他の設備の規模及び構造

五 事業開始の年月日

六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉住居施設を設置して、第二種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、前項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

(社会福祉住居施設に係る届出事項の変更)

第六十八条の三 前条第一項の規定による届出をした者は、その

(新設)

(新設)

届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該指定都市の市長に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定による届出をした者は、同条第一項第四号、第五号及び第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を当該指定都市の市長に届け出なければならない。

3 前条第二項の規定による届出をした者は、同条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該指定都市の市長に届け出なければならない。

(社会福祉住居施設の廃止)

第六十八条の四 第六十八条の二第一項又は第二項の規定による

届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定による届出をした者は、同条第一項第四号、第五号及び第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

3 前条第二項の規定による届出をした者は、同条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

(社会福祉住居施設の廃止)

第六十八条の四 第六十八条の二第一項又は第二項の規定による

(新設)

(新設)

届出をした者は、その事業を廃止したときは、廃止の日から一月以内に、その旨を当該指定都市の市長に届け出なければならぬ。

(社会福祉住居施設の基準)

第六十八条の五 指定都市は、社会福祉住居施設（都道府県が設置するものを除く。）の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉住居施設（都道府県が設置するものを除く。）の運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 指定都市が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項について

届出をした者は、その事業を廃止したときは、廃止の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならぬ。

(社会福祉住居施設の基準)

第六十八条の五 都道府県は、社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉住居施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項について

(新設)

(新設)

は厚生労働省令で定める基準を  
参酌するものとする。

一 社会福祉住居施設（都道府  
県が設置するものを除く。）  
に配置する職員及びその員数

二 社会福祉住居施設（都道府  
県が設置するものを除く。）  
に係る居室の床面積

三 社会福祉住居施設（都道府  
県が設置するものを除く。）  
の運営に関する事項であつて  
、利用者の適切な処遇及び安  
全の確保並びに秘密の保持に  
密接に関連するものとして厚  
生労働省令で定めるもの

四 社会福祉住居施設（都道府  
県が設置するものを除く。）  
の利用定員

3 社会福祉住居施設の設置者（  
都道府県を除く。）は、第一項  
の基準を遵守しなければなら  
ない。

は厚生労働省令で定める基準を  
参酌するものとする。

一 社会福祉住居施設に配置す  
る職員及びその員数

二 社会福祉住居施設に係る居  
室の床面積

三 社会福祉住居施設の運営に  
関する事項であつて、利用者  
の適切な処遇及び安全の確保  
並びに秘密の保持に密接に関  
連するものとして厚生労働省  
令で定めるもの

四 社会福祉住居施設の利用定  
員

3 社会福祉住居施設の設置者は  
、第一項の基準を遵守しなけれ  
ばならない。

(改善命令)

第七十一条 指定都市の市長は、第六十二条第一項の規定による届出をし、若しくは同条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を経営する者の施設又は第六十八条の二第一項若しくは第二項の規定による届出をして社会福祉事業を経営する者の施設が、第六十五条第一項又は第六十八条の五第一項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を営する者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第七十二条 指定都市の市長は、第六十二条第一項、第六十七条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第一

(改善命令)

第七十一条 都道府県知事は、第六十二条第一項の規定による届出をし、若しくは同条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を経営する者の施設又は第六十八条の二第一項若しくは第二項の規定による届出をして社会福祉事業を経営する者の施設が、第六十五条第一項又は第六十八条の五第一項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を営する者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第七十二条 都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第

(改善命令)

第七十一条 指定都市の市長は、第六十二条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を営する者の施設が、第六十五条第一項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を営する者に対し、同項の基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第七十二条 指定都市の市長は、第六十二条第一項、第六十七条第一項若しくは第六十九条第一項の届出をし、又は第六十二条第二項若

(改善命令)

第七十一条 都道府県知事は、第六十二条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を営する者の施設が、第六十五条第一項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を営する者に対し、同項の基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第七十二条 都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項若しくは第六十九条第一項の届出をし、又は第六十二条第二項若し

項の規定による届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を営業者が、第六十二条第六項（第六十三条第三項及び第六十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反し、第六十三条第一項若しくは第二項、第六十八条、第六十八条の三若しくは第六十九条第二項の規定に違反し、第七十条の規定による報告の求めに  
応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に關し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営営することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若

一項の規定による届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を営業者が、第六十二条第六項（第六十三条第三項及び第六十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反し、第六十三条第一項若しくは第二項、第六十八条、第六十八条の三若しくは第六十九条第二項の規定に違反し、第七十条の規定による報告の求めに  
応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に關し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営営することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若

しくは第六十七条第二項の許可を受けて社会福祉事業を営業者が、第六十二条第六項（第六十三条第三項及び第六十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反し、第六十三条第一項若しくは第二項、第六十八条若しくは第六十九条第二項の規定に違反し、第七十条の規定による報告の求めに  
応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に關し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営営することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を取り消すことができる。

しくは第六十七条第二項の許可を受けて社会福祉事業を営業者が、第六十二条第六項（第六十三条第三項及び第六十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反し、第六十三条第一項若しくは第二項、第六十八条若しくは第六十九条第二項の規定に違反し、第七十条の規定による報告の求めに  
応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に關し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営営することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を取り消すことができる。



しくは第六十七条第二項の許可を取り消すことができる。

2 指定都市の市長は、第六十二条

第一項、第六十七条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第一項の規定による届出をし、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の規定による許可を受け、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を經營する者（次章において「社会福祉事業の經營者」という。）が、第七十七条又は第七十九条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を經營することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取

若しくは第六十七条第二項の許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、第六十二条第

一項、第六十七条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第一項の規定による届出をし、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の規定による許可を受け、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を經營する者（次章において「社会福祉事業の經營者」という。）が、第七十七条又は第七十九条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を經營することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取

2 指定都市の市長は、第六十二条

第一項、第六十七条第一項若しくは第六十九条第一項の届出をし、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を受け、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を經營する者（次章において「社会福祉事業の經營者」という。）が、第七十七条又は第七十九条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を經營することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、第六十二条第

一項、第六十七条第一項若しくは第六十九条第一項の届出をし、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を受け、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を經營する者（次章において「社会福祉事業の經營者」という。）が、第七十七条又は第七十九条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を經營することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。

|   |  |   |  |
|---|--|---|--|
| <p>り消すことができる。</p> <p>3 指定都市の市長は、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十七条第一項若しくは第二項、第六十八條の二第一項若しくは第二項又は第六十九条第一項の規定に違反して社会福祉事業を經營する者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を經營することを制限し、又はその停止を命ずることができる。</p> | <p>り消すことができる。</p> <p>3 都道府県知事は、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十七条第一項若しくは第二項、第六十八條の二第一項若しくは第二項又は第六十九条第一項の規定に違反して社会福祉事業を經營する者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を經營することを制限し、又はその停止を命ずることができる。</p> | <p>3 指定都市の市長は、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十七条第一項若しくは第二項又は第六十九條第一項の規定に違反して社会福祉事業を經營する者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を經營することを制限し、又はその停止を命ずることができる。</p> | <p>3 都道府県知事は、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十七条第一項若しくは第二項又は第六十九條第一項の規定に違反して社会福祉事業を經營する者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を經營することを制限し、又はその停止を命ずることができる。</p> |
|---|--|---|--|

○ 地方自治法施行令第七十四の四十九の七の規定による社会福祉法第六十八条の二等の読替え

(傍線部分が読替部分、波線部分が当然読替部分、網掛け部分が改正法による改正箇所)

|               |  | 改正後             |   | 改正前  |      |
|---------------|--|-----------------|---|------|------|
|               |  | (改正法・本政令による改正後) |   | (現行) |      |
|               | 読替後  | 読替前             | 読替後   | 読替前  |      |
| (社会福祉住居施設の設定) | 第六十八条の二 中核市以外の市町村又は社会福祉法人は、住居の用に供するための施設を設置して、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、その施設(以下「社会福祉住居施設」という。)を設置した地の中核市の市長に、次に掲げる事項を届け出なければならぬ。 | (社会福祉住居施設の設定)   | 第六十八条の二 市町村又は社会福祉法人は、住居の用に供するための施設を設置して、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、その施設(以下「社会福祉住居施設」という。)を設置した地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。 | (新設) | (新設) |
| 一 施設の名称及び種類   | 二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況   | 三 条例、定款その他の基本約款 | 四 建物その他の設備の規模及  |      |      |

び構造

五 事業開始の年月日

六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉住居施設を設置して、第二種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の中核市の市長に、前項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

(社会福祉住居施設に係る届出事項の変更)

第六十八条の三 前条第一項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたと

び構造

五 事業開始の年月日

六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉住居施設を設置して、第二種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、前項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

(社会福祉住居施設に係る届出事項の変更)

第六十八条の三 前条第一項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたと

(新設)

(新設)

きは、変更の日から一月以内に、その旨を当該中核市の市長に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定による届出をした者は、同条第一項第四号、第五号及び第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を当該中核市の市長に届け出なければならない。

3 前条第二項の規定による届出をした者は、同条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該中核市の市長に届け出なければならない。

(社会福祉住居施設の廃止)

第六十八条の四 第六十八条の二第一項又は第二項の規定による届出をした者は、その事業を廃

きは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定による届出をした者は、同条第一項第四号、第五号及び第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

3 前条第二項の規定による届出をした者は、同条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

(社会福祉住居施設の廃止)

第六十八条の四 第六十八条の二第一項又は第二項の規定による届出をした者は、その事業を廃

(新設)

(新設)

止したときは、廃止の日から一月以内に、その旨を当該中核市の市長に届け出なければならぬ。

(社会福祉住居施設の基準)

第六十八条の五 中核市は、社会福祉住居施設(都道府県が設置するものを除く。)の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉住居施設(都道府県が設置するものを除く。)の運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 中核市が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参

止したときは、廃止の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならぬ。

(社会福祉住居施設の基準)

第六十八条の五 都道府県は、社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉住居施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を

(新設)

(新設)

酌するものとする。

一 社会福祉住居施設（都道府県が設置するものを除く。）に配置する職員及びその員数

二 社会福祉住居施設（都道府県が設置するものを除く。）に係る居室の床面積

三 社会福祉住居施設（都道府県が設置するものを除く。）の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 社会福祉住居施設（都道府県が設置するものを除く。）の利用定員

3 社会福祉住居施設の設置者（都道府県を除く。）は、第一項の基準を遵守しなければならない。

参酌するものとする。

一 社会福祉住居施設に配置する職員及びその員数

二 社会福祉住居施設に係る居室の床面積

三 社会福祉住居施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 社会福祉住居施設の利用定員

3 社会福祉住居施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

(改善命令)

第七十一条 中核市の市長は、第六十二条第一項の規定による届出をし、若しくは同条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を経営する者の施設又は第六十八条の二第一項若しくは第二項の規定による届出をして社会福祉事業を経営する者の施設が、第六十五条第一項又は第六十八条の五第一項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を経営する者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第七十二条 中核市の市長は、第六十二条第一項、第六十七条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第一項の規定による届出をし、又は第六

(改善命令)

第七十一条 都道府県知事は、第六十二条第一項の規定による届出をし、若しくは同条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を経営する者の施設又は第六十八条の二第一項若しくは第二項の規定による届出をして社会福祉事業を経営する者の施設が、第六十五条第一項又は第六十八条の五第一項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を経営する者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第七十二条 都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第一項の規定による届出をし、又は

(改善命令)

第七十一条 中核市の市長は、第六十二条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を経営する者の施設が、第六十五条第一項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を経営する者に対し、同項の基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第七十二条 中核市の市長は、第六十二条第一項、第六十七条第一項若しくは第六十九条第一項の届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を受

(改善命令)

第七十一条 都道府県知事は、第六十二条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を経営する者の施設が、第六十五条第一項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を経営する者に対し、同項の基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第七十二条 都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項若しくは第六十九条第一項の届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を受



十二条第二項若しくは第六十七条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を経営する者が、第六十二条第六項(第六十三条第三項及び第六十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反し、第六十三条第一項若しくは第二項、第六十八条、第六十八条の三若しくは第六十九条第二項の規定に違反し、第七十条の規定による報告の求めに 응 ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に 関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を 営することを制限し、その停止を 命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を取

第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の規定による許可を 受 けて社会福祉事業を経営する者が、第六十二条第六項(第六十三条第三項及び第六十七条第五項にお いて準用する場合を含む。)の規 定による条件に違反し、第六十三 条第一項若しくは第二項、第六十 八条、第六十八条の三若しくは 第六十九条第二項の規定に違反し、第七十条の規定による報告の求め に 応 ぜず、若しくは虚偽の報告を し、同条の規定による当該職員の 検査若しくは調査を拒み、妨げ、 若しくは忌避し、前条の規定によ る命令に違反し、又はその事業に 関し不当に営利を図り、若しくは 福祉サービスの提供を受ける者の 処遇につき不当な行為をしたとき は、その者に対し、社会福祉事業 を経営することを制限し、その停 止を命じ、又は第六十二条第二項 若しくは第六十七条第二項の許可

けて社会福祉事業を経営する者が、第六十二条第六項(第六十三条第三項及び第六十七条第五項にお いて準用する場合を含む。)の規 定による条件に違反し、第六十三 条第一項若しくは第二項、第六十 八条若しくは第六十九条第二項の 規定に違反し、第七十条の規定に よる報告の求めに 応 ぜず、若しく は虚偽の報告をし、同条の規定に よる当該職員の検査若しくは調査 を拒み、妨げ、若しくは忌避し、 前条の規定による命令に違反し、 又はその事業に 関し不当に営利を 図り、若しくは福祉サービスの提 供を受ける者の処遇につき不当な 行為をしたときは、その者に対し 、社会福祉事業を経営することを 制限し、その停止を命じ、又は第 六十二条第二項若しくは第六十七 条第二項の許可を取り消すことが できる。

けて社会福祉事業を経営する者が、第六十二条第六項(第六十三条第三項及び第六十七条第五項にお いて準用する場合を含む。)の規 定による条件に違反し、第六十三 条第一項若しくは第二項、第六十 八条若しくは第六十九条第二項の 規定に違反し、第七十条の規定に よる報告の求めに 応 ぜず、若しく は虚偽の報告をし、同条の規定に よる当該職員の検査若しくは調査 を拒み、妨げ、若しくは忌避し、 前条の規定による命令に違反し、 又はその事業に 関し不当に営利を 図り、若しくは福祉サービスの提 供を受ける者の処遇につき不当な 行為をしたときは、その者に対し 、社会福祉事業を経営することを 制限し、その停止を命じ、又は第 六十二条第二項若しくは第六十七 条第二項の許可を取り消すことが できる。

り消すことができる。

2 中核市の市長は、第六十二条第一項、第六十七条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第一項の規定による届出をし、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の規定による許可を受け、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を営業者（次章において「社会福祉事業の営業者」という。）が、第七十七条又は第七十九条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者であることを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。

を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第一項の規定による届出をし、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の規定による許可を受け、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を営業者（次章において「社会福祉事業の営業者」という。）が、第七十七条又は第七十九条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者であることを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。

を取り消すことができる。

2 中核市の市長は、第六十二条第一項、第六十七条第一項若しくは第六十九条第一項の届出をし、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を受け、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を営業者（次章において「社会福祉事業の営業者」という。）が、第七十七条又は第七十九条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者であることを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。

を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項若しくは第六十九条第一項の届出をし、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を受け、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を営業者（次章において「社会福祉事業の営業者」という。）が、第七十七条又は第七十九条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者であることを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。

|  |  |
|--|--|
| <p>3 中核市の市長は、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十七条第一項若しくは第二項、第六十八条の二第一項若しくは第二項又は第六十九条第一項の規定に違反して社会福祉事業を経営する者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を経営することを制限し、又はその停止を命ずることができる。</p> | <p>3 都道府県知事は、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十七条第一項若しくは第二項、第六十八条の二第一項若しくは第二項又は第六十九条第一項の規定に違反して社会福祉事業を経営する者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を経営することを制限し、又はその停止を命ずることができる。</p> |
| <p>3 中核市の市長は、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十七条第一項若しくは第二項又は第六十九条第一項の規定に違反して社会福祉事業を経営する者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を経営することを制限し、又はその停止を命ずることができる。</p>                   | <p>3 都道府県知事は、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十七条第一項若しくは第二項又は第六十九条第一項の規定に違反して社会福祉事業を経営する者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を経営することを制限し、又はその停止を命ずることができる。</p>                   |